

児童手当法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令案 新旧対照条文 目次

○ 児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）（抄） 1

○ 子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）（抄） 2

改正後	改正前
<p>（認定の請求）</p> <p>第一条の四 法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 九（略）</p> <p>（削る）</p> <p>十 一般受給資格者が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者をいう。第四項第二号において同じ。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（認定の請求）</p> <p>第一条の四 法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。</p> <p>2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 一般受給資格者が令第三条第二項第三号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類</p> <p>十一 一般受給資格者が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者をいう。第四項第二号において同じ。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類</p> <p>3・4（略）</p>

改正後	改正前
<p>（令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法） 第二十一条の二 市町村民税所得割合算額（令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下この条において同じ。）を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。</p> <p>（削る）</p>	<p>（令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額の算定方法） 第二十一条の二 市町村民税所得割合算額（令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。以下この条において同じ。）を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。</p> <p>2 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額（その者が同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出を</p>

していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を
していないもの」と読み替えた場合に同法第三百十四条の二第三項に
該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第三百十四条の
三第一項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。